

平成 21 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 シーアイ化成株式会社
代表者名 取締役社長 北 村 博
コード番号 7909 (東証・第一部)
問合せ先 広報・IR 室長 矢野 健藏
TEL (03)3535-7471

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式（下記において定義いたします。）の取得について、平成21年5月22日開催予定の臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案が上記臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会において承認決議された場合、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することになりますので、当社普通株式は平成21年5月23日から平成21年6月16日までの間、整理銘柄に指定されたあと、平成21年6月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

記

I. 当社定款の一部変更

1. 株券電子化に伴う定款一部変更の件（定款一部変更（1）の件）

(1) 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、当社定款に以下のとおり変更を行うものであります。

- ① 決済合理化法附則第6条第1項の定めにより、当社は決済合理化法の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされておりますので、当社定款第7条（株券の発行）を削除し、併せて株券に関する文言の削除を行うものであります。
- ② 決済合理化法附則第2条の定めにより、「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたことに伴い、当社定款規定のうち、実質株主及び実質株主名簿に関する文言の削除を行うものであります。
- ③ 株券喪失登録簿は、決済合理化法の施行日（平成21年1月5日）の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備置くこととされているため、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

現行当社定款	変更案
<u>第7条（株券の発行）</u> 当社は、その株式に係る株券を発行する。	(削除)

現行当社定款	変更案
<p>第8条（単元株式数及び単元未満株券の不発行） （条文省略） 2. 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。</p> <p>第9条（単元未満株式の買増請求） 単元未満株式を有する株主（<u>実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。</u>）は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</p> <p>第10条（株式取扱規則） 当社の<u>株券の種類</u>、株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続きならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条～第34条 （条文省略）</p>	<p>第7条（単元株式数） （現行どおり） （削除）</p> <p>第8条（単元未満株式の買増請求） 単元未満株式を有する株主は、その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡す旨を当会社に請求することができる。</p> <p>第9条（株式取扱規則） 当社の株主の氏名等株主名簿記載事項の変更、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱い、その他株式に関する手続きならびに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条～第33条 （現行どおり）</p>
<p>（新設） （新設） （新設）</p>	<p>附則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。 第2条 前条及び本条は平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</p>

2. A種種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更（2）の件）

(1) 変更の理由

平成21年4月8日付当社プレスリリース「親会社等の異動に関するお知らせ」等にてご報告申しあげておりますとおり、伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）は、平成21年2月20日から当社普通株式に対し公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、平成21年4月14日（決済開始日）をもって、当社普通株式33,806,818株を保有するに至り、その議決権の数は33,806個となり、平成20年9月30日における当社の総株主の議決権の数36,132個に対する割合（以下「所有割合」といいます。）は約93.56%となりました。伊藤忠商事は当社の企業価値のより一層の向上を図るために、伊藤忠商事が住友化学株式会社（以下「住友化学」といいます。）及び電気化学工業株式会社（以下「電気化学工業」といいます。また、両社を併せて「残存少数株主」と総称します。）と併せて当社の発行済株式（当社の自己株式を除きます。）の全てを取得する取引（以下「本完全支配化」といいます。）を実施することにより、残存少数株主の支援のもと、当社及び伊藤忠商事の経営資源を束ね、当社の迅速な意思決定と有効的な経営施策の推進を通じてグループシナジーの最大化を図り、「事業展開力の強化」

及び「機能の強化」を迅速に実現し、もって伊藤忠商事が重要施策として挙げている「新規事業領域の開拓」、「海外展開の加速」及び「コアビジネスの強化」の拡大に繋げることを企図しております。

なお、住友化学及び電気化学工業は、本公開買付けに応募していないため、住友化学は当社の普通株式 591,000 株（所有割合：1.64%）を、電気化学工業は当社の普通株式 434,000 株（所有割合：1.20%）をそれぞれ所有しております。住友化学は包装用フィルムや農業用資材に関する樹脂原料の安定的な供給及び技術サポートを、電気化学工業は高機能フィルム分野において樹脂原料の安定的な供給及び技術サポートをそれぞれ継続してきており、今後も両社が当社の株主として残ることで、樹脂原料の安定的な供給をはじめ、引き続き製造の最適化に結びつく支援を行っていただけると期待しております。

当社といたしましても、平成 21 年 2 月 13 日付プレスリリース「伊藤忠商事株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」等にてご報告申しあげておりますとおり、本完全支配化の実施により、残存少数株主の支援のもと、当社及び伊藤忠商事の経営資源を束ね、当社の迅速な意思決定と有効的な経営施策の推進を通じてグループシナジーの最大化を図り、「事業展開力の強化」及び「機能の強化」を迅速に実現し、当社が中期経営計画の重点施策として挙げている「メーカーとしての総合力を高める」、「海外で稼げる体制を確立する」、「国内では“トップ・シェア”、“オンリーワン”を目指す」及び「内部統制の整備・充実を図る」の加速化が実現できると考え、本完全支配化を目的とする本公開買付けに賛同の意見表明をいたしました。

以上をふまえ、当社は、財務戦略上の観点等も総合的に考慮したうえで、以下の方法（以下、総称して「本定款一部変更等」といいます。）により、本完全支配化の手続を実施することといたしました。

- ① 定款一部変更（1）の件による変更後の当社定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設いたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する普通株式に、当社が株主総会決議によってその全部を取得する全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下「全部取得条項」といいます。）を付す旨の定めを新設いたします（全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）。全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A種種類株式 434,000 分の 1 株を交付する旨を定めるものといたします。
- ③ 会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付普通株式を有する株主様（当社を除きます。以下「全部取得条項付普通株主様」といいます。）から全部取得条項付普通株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、各全部取得条項付普通株主様に対して、取得対価として、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A種種類株式 434,000 分の 1 株を交付します。

定款一部変更（2）の件は、本定款一部変更等の①として、定款一部変更（1）の件による変更後の当社定款の一部を追加変更するものであります。

ところで、会社法上、全部取得条項の付された種類株式は種類株式発行会社のみが発行することができるものとされておりますので（会社法第 171 条第 1 項、第 108 条第 1 項第 7 号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、以下の内容の A 種種類株式を設けることとしております。

会社法第 171 条並びに上記①及び②による変更後の当社定款の定めに従って、当社が上記③記載のとおり株主総会の特別決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合、伊藤忠商事及び残存少数株主を除く各全部取得条項付普通株主様に対して取得対価として割り当てられる当社の A 種種類株式は、本完全支配化が実現されるよう、1 株未満の端数となる予定です。

全部取得条項付普通株主様に対する当社A種種類株式の割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、会社法第234条の規定に従って以下のとおり処理がなされ、最終的には、各全部取得条項付普通株主様に対して現金が交付されます。すなわち、当社は、全部取得条項付普通株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各全部取得条項付普通株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。）を会社法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、伊藤忠商事に対して売却することを予定しております。この場合の当社のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に390円（本公開買付けにおける買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款一部変更（2）の件は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるとともに、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに交付する取得対価を定めるため、A種種類株式についての規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

また、定款一部変更（1）の件による変更後の定款第7条におきましては、これまで当社は、事務負担の軽減を図るため、1,000株を単元株式数として規定していたところ、同第7条は、当社普通株式に単元株式数を定めるものであるため（本議案で設けられるA種種類株式には単元株式数を定めません。）、その趣旨を明確にするために所要の変更をするものです。

なお、定款一部変更（2）の件にかかる定款変更は、定款一部変更（2）の件が承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所)

定款一部変更（1）の件承認 による変更後の当社定款	追加変更案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、1億株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、1億株とし、 <u>このうち普通株式の発行可能種類株式総数は</u> <u>9,999万株、A種種類株式の発行可能種類株式</u> <u>総数は1万株とする。</u>

定款一部変更（1）の件承認 による変更後の当社定款	追加変更案
(新設)	<u>第6条の2（A種種類株式）</u> 当社の残余財産を分配するときは、A種種類株式を有する株主（以下「A種株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（以下「A種登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、A種種類株式1株につき、1円（以下「A種残余財産分配額」という。）を支払う。A種株主又はA種登録株式質権者に対してA種残余財産分配額の金額が分配された後、A種株主又はA種登録株式質権者は、A種種類株式1株当たり、普通株式1株当たりの残余財産分配額と同額の残余財産の分配を受ける。
第7条（単元株式数） 当社の単元株式数は、1,000株とする。	第7条（単元株式数） 当社の <u>普通株式の</u> 単元株式数は、1,000株とする。
(新設)	<u>第17条の2（種類株主総会）</u> 第13条、第15条、第16条及び前条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

3. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更（3）の件）

(1) 変更の理由

定款一部変更（2）の件でご説明申しあげましたとおり、当社は本完全支配化の実施により、残存少数株主の支援のもと、当社及び伊藤忠商事の経営資源を束ね、当社の迅速な意思決定と有効的な経営施策の推進を通じてグループシナジーの最大化を図り、「事業展開力の強化」及び「機能の強化」を迅速に実現し、当社が中期経営計画の重点施策として挙げている「メーカーとしての総合力を高める」、「海外で稼げる体制を確立する」、「国内では“トップ・シェア”、“オンリーワン”を目指す」及び「内部統制の整備・充実を図る」の加速化が実現できるものと確信しております。

定款一部変更（3）の件は、本定款一部変更等の②として、定款一部変更（1）の件及び定款一部変更（2）の件による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付普通株式とする旨の定め、及び、当社が株主総会の特別決議により全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、A種種類株式434,000分の1株を交付する旨の定めを設けるものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得した場合、伊藤忠商事及び残存少数株主を除く各全部取得条項付普通株主様に対して取得対価として割り当てられる当社のA種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。

なお、定款一部変更（3）の件にかかる定款変更は、（i）定款一部変更（1）の件及び定款一部変更（2）の件にかかる定款変更の効力が生ずること、（ii）後記全部取得条項付普通株式の取得の決定の件が原案どおりに承認可決されること、及び（iii）全部取得条項付普通株主様による種類株主総会において定款一部変更（3）の件と同内容の変更案にかかる議案が承認可決されることを条件として、効力を生じるものであります。

また、定款一部変更（3）の件にかかる定款変更の効力発生日は平成21年6月23日といたします。

(2)変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、定款一部変更（1）の件及び定款一部変更（2）の件による変更後の定款を追加変更するものであります。

（下線部分は変更箇所）

定款一部変更（1）の件及び定款一部変更（2）の件承認による変更後の当社定款	追加変更案
(新設)	<u>第6条の3（全部取得条項）</u> <u>当社が発行する普通株式は、当社が株主総会の決議によってその全部を取得できるものとする。当社が全部取得条項付普通株式を取得する場合には、全部取得条項付普通株式と引換えに、全部取得条項付普通株式1株につきA種類株式を434,000分の1株の割合をもって交付する。</u>

4. 定時株主総会基準日に係る定款一部変更の件（定款一部変更（4）の件）

(1)変更の理由

定款一部変更（1）の件、定款一部変更（2）の件及び定款一部変更（3）の件による変更後の当社定款第11条におきましては、多数の株主様に対する株主総会の招集手続の事務手続を円滑に実施するため、定時株主総会の基準日を定めております。しかし、本完全支配化が実施された場合、当社は、伊藤忠商事及び残存少数株主のみを株主様とする会社となる予定であり、上記基準日を定める必要がなくなりますので、同条を削除し、条数の繰り上げ等の調整をするものであります。

同条を削除した場合、本年6月に開催が予定されております定時株主総会（以下「第48期定時株主総会」といいます。）において議決権を行使することのできる株主は、第48期定時株主総会開催時の株主となります。

なお、定款一部変更（4）の件にかかる定款変更の効力発生は、定款一部変更（1）の件、定款一部変更（2）の件、定款一部変更（3）の件及び後記全部取得条項付普通株式の取得の決定の件のご承認が得られること及び全部取得条項付普通株主様による種類株主総会において定款一部変更（3）の件と同内容の変更案にかかる議案と同内容の定款変更議案のご承認が得られることを条件といたします。

(2)変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。定款一部変更（4）の件は定款一部変更（1）の件、定款一部変更（2）の件及び定款一部変更（3）の件による変更後の定款の規定を追加変更するものであります。

(下線部分は変更箇所)

定款一部変更(1)の件、定款一部変更(2)の件及び定款一部変更(3)の件承認による変更後の当社定款	追加変更案
<u>第11条(基準日)</u> 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(削除)
第12条～第17条 (条文省略)	第11条～第16条 (現行どおり)
第17条の2(種類株主総会) 第13条、第15条、第16条及び前条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第14条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 3 第14条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。	第17条(種類株主総会) 第12条、第14条、第15条及び前条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。 2 第13条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。 3 第13条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

II. 全部取得条項付普通株式の取得

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件

(1) 全部取得条項付普通株式を取得することを必要とする理由

定款一部変更(2)の件でご説明申しあげましたとおり、当社は本完全支配化の実施により、残存少数株主の支援のもと、当社及び伊藤忠商事の経営資源を束ね、当社の迅速な意思決定と有効的な経営施策の推進を通じてグループシナジーの最大化を図り、「事業展開力の強化」及び「機能の強化」を迅速に実現し、当社が中期経営計画の重点施策として挙げている「メーカーとしての総合力を高める」、「海外で稼げる体制を確立する」、「国内では“トップ・シェア”、“オンリーワン”を目指す」及び「内部統制の整備・充実を図る」の加速化が実現できるものと確信しております。

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件(以下、「全部取得決定の件」といいます。)は、本定款一部変更等の③として、会社法第171条並びに定款一部変更(1)の件、定款一部変更(2)の件及び定款一部変更(3)の件による変更後の当社定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付普通株主様から全部取得条項付普通株式を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、全部取得条項付普通株主様に対し取得対価として、定款一部変更(2)の件による変更後の定款により設けられるA種種類株式を交付するものであります。

全部取得決定の件についてご承認いただいた場合、伊藤忠商事及び残存少数株主を除く各全部取得条項付普通株主様に対して取得対価として割り当てられる当社のA種種類株式は、本完全支配化が実現されるよう、1株未満の端数となる予定です。かかる端数につきましては、会社法第234条の定めに従って以下のとおり処理がなされ、最終的には各全部取得条項付普通株主様に対して現金が交付されることとなります。すなわち、当社は、全部取得決定の件が承認された場合に、全部取得条項付普通株主様に割り当てられることとなる1株未満の端数の合計数(会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際して

は、各全部取得条項付普通株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。)に相当する数のA種種類株式について、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、伊藤忠商事に対して売却することを予定しております。この場合の当社のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付普通株主様が保有する当社全部取得条項付普通株式数に 390 円 (本公開買付けにおける買付価格) を乗じた金額に相当する金銭を全部取得条項付普通株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要となる場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、全部取得決定の件にかかる全部取得条項付普通株式の取得は定款一部変更 (1) の件、定款一部変更 (2) の件及び定款一部変更 (3) の件にかかる定款変更の効力が生ずることを条件として効力を生じるものであります。

(2)全部取得条項付普通株式取得の内容

① 全部取得条項付普通株式取得と引換えに交付する取得対価及び全部取得条項付普通株主様に対する取得対価の割当てに関する事項

当社は、会社法第 171 条並びに定款一部変更 (1) の件、定款一部変更 (2) の件及び定款一部変更 (3) の件による変更後の定款の規定に基づき、全部取得条項付普通株式の取得と引換えに、下記②において定める取得日において、別途定める基準日 (取得日の前日とすることを予定しております。) の最終の当社の株主名簿に記録された全部取得条項付普通株主様 (当社を除きます。) の有する全部取得条項付普通株式を取得し、これと引換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき、当社A種種類株式 434,000 分の 1 株の割合をもって交付するものであります。

② 取得日

平成 21 年 6 月 23 日

③ その他

その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

Ⅲ. 本定款一部変更等の日程の概要（予定）

本定款一部変更等の日程の概要（予定）は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日	平成21年4月16日(木)
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会	平成21年4月24日(金)
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会	平成21年5月22日(金)
株券電子化に伴う定款一部変更(定款一部変更(1)の件)の効力発生日	平成21年5月22日(金)
A種種類株式発行に係る定款一部変更(定款一部変更(2)の件)の効力発生日	平成21年5月22日(金)
定時株主総会基準日に係る定款一部変更(定款一部変更(4)の件)の効力発生日	平成21年5月22日(金)
全部取得条項付普通株式全部取得の基準日設定公告	平成21年5月23日(土)
全部取得条項に係る定款一部変更(定款一部変更(3)の件)に係る通知公告	平成21年5月23日(土)
整理銘柄への指定	平成21年5月23日(土)
当社普通株式の売買最終日	平成21年6月16日(火)
当社普通株式の上場廃止日	平成21年6月17日(水)
全部取得条項付普通株式の全部取得及びA種種類株式交付の基準日	平成21年6月22日(月)
全部取得条項に係る定款一部変更(定款一部変更(3)の件)の効力発生日	平成21年6月23日(火)
全部取得条項付普通株式の全部取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成21年6月23日(火)

(ご参考)

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会の決議事項は以下のとおりです。

【臨時株主総会】

決議事項

- 第1号議案 株券電子化に伴う定款一部変更の件（前記定款一部変更(1)の件）
- 第2号議案 A種種類株式発行に係る定款一部変更の件（前記定款一部変更(2)の件）
- 第3号議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件（前記定款一部変更(3)の件）
- 第4号議案 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件
- 第5号議案 定時株主総会基準日に係る定款一部変更の件（前記定款一部変更(4)の件）

【普通株主様による種類株主総会】

決議事項

- 議案 全部取得条項に係る定款一部変更の件（前記定款一部変更(3)の件）

以 上